

正誤表

『税理士事務所スタッフは見た！ ある資産家の相続』（令和3年3月3日発行）において、誤りがございましたので、お詫びの上、下記のとおり訂正させていただきます。

税務研究会出版局

○62 ページ 梅沢先輩の一番下のセリフ中、「孫の妻だけ2割加算の対象になるよ。」を削除。

○146 ページ 2次相続の財産状況の表と1次相続の計算式を下記のとおり読み替えてください。

(誤)

2次相続の財産状況……財産なし

1次相続で子が全部相続			
	母の納税額	子の納税額	母と子合計
1次相続	0円	2,300万円	2,300万円
2次相続	—	—	—
1次2次納税額合計			2,300万円

1次相続

$$\text{子の納税額} = 1 \text{億円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 2,300 \text{万円}$$

(正)

2次相続の財産状況……財産なし

1次相続で子が全部相続			
	母の納税額	子の納税額	母と子合計
1次相続	0円	1,600万円	1,600万円
2次相続	—	—	—
1次2次納税額合計			1,600万円

1次相続

$$1 \text{億円} \times 1/2 \times 20\% - 200 \text{万円} = 800 \text{万円} \times 2 \text{人} = 1,600 \text{万円}$$

$$\text{子の納税額} = 1,600 \text{万円} \times 1 \text{億円} / 1 \text{億円} = 1,600 \text{万円}$$

○147 ページ 1次相続で母が全部相続の表の下

(誤)

1次相続

子の納税額 = 1億600万円 × 40% - 1,700万円 = 2,540万円

2次相続

1次相続では配偶者の軽減により納税なし

(正)

1次相続

1次相続では配偶者の軽減により納税なし

2次相続

子の納税額 = 1億600万円 × 40% - 1,700万円 = 2,540万円

○147 ページ 1次相続で母と子が1/2ずつ相続の表の下

(誤)

1次相続

子の納税額 = $\frac{5,000 \text{ 万円} \times 20\% - 200 \text{ 万円}}{2}$

= 800万円

(正)

1次相続

$\frac{1 \text{ 億円} \times \frac{1}{2} \times 20\% - 200 \text{ 万円}}{2} = 800 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} = 1,600 \text{ 万円}$

子の納税額 $\frac{1,600 \text{ 万円} \times 5,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 億円}} = 800 \text{ 万円}$

○255 ページ 母親の借地している底地を子どもが買い取ると？の次の梅沢先輩のセリフ
中、下線部を削除。

借地権者は母親で、息子が建物を建てて一緒に住んでいるところへ……

○256 ページ 下から4つ目の梅沢先輩のセリフ中、下線部を削除。

借地権者である母親と、息子 (建物所有者で地主) が連名で……